



水
と
緑
と
歴史
の

まちを
目指して

犬山市は、国宝犬山城とその城下町をはじめ、東之宮古墳や青塚古墳に代表される古墳など、連綿と伝えられてきた伝統文化と古い歴史を持つまちです。木曾川の清流や市域の半分を占める東部丘陵に代表される豊かな自然を身近に感じることができるまちであり、地域によってさまざまな表情を持った景観が存在します。これら犬山らしい景観を維持向上させるために、犬山市では平成5年に都市景観基本計画を策定して景観づくりに取り組んできました。平成16年6月に、わが国ではじめての景観に関する総合的な法律である『景観法』が制定され、これまでの地方公共団体による景観に対する取組みに、法的な位置づけを持たせ、強制力を含めたより実効性のある仕組みを加えることができるようになりました。犬山市は、景観法を有効に活用しながら、一層魅力ある景観づくりに取り組んでいくために、平成20年に景観法に基づく景観計画を策定し、令和4年に改訂を行いました。この冊子は、その概要を示したものです。

1. 景観計画の区域

「景観計画の区域」とは、景観法に基づく景観計画を定めることができる範囲を言います。

犬山市では、市内の全ての地域が美しく、それぞれの地区の住民が将来にわたって住み続けたいと思えるようなまちになることを目指して、犬山市全域を「景観計画の区域」とします。

2. 目標景観像と基本目標

■目標景観像

世界に誇る歴史と、
水と緑に彩られたまち 犬山

■3つの基本目標

木曾の流れと里山の緑を
暮らしに取り込む景観づくり

城の歴史と車山(やま)の文化が
暮らしを彩る景観づくり

地域文化を生かした、歩いて楽しい、
にぎわいと安らぎのある景観づくり

3. 景観づくりのルール（建築物）

目標景観像や3つの基本目標を達成していくために、次のような地域及びゾーンで、それぞれ建築物等に関する「景観づくりのルール」を定めています。

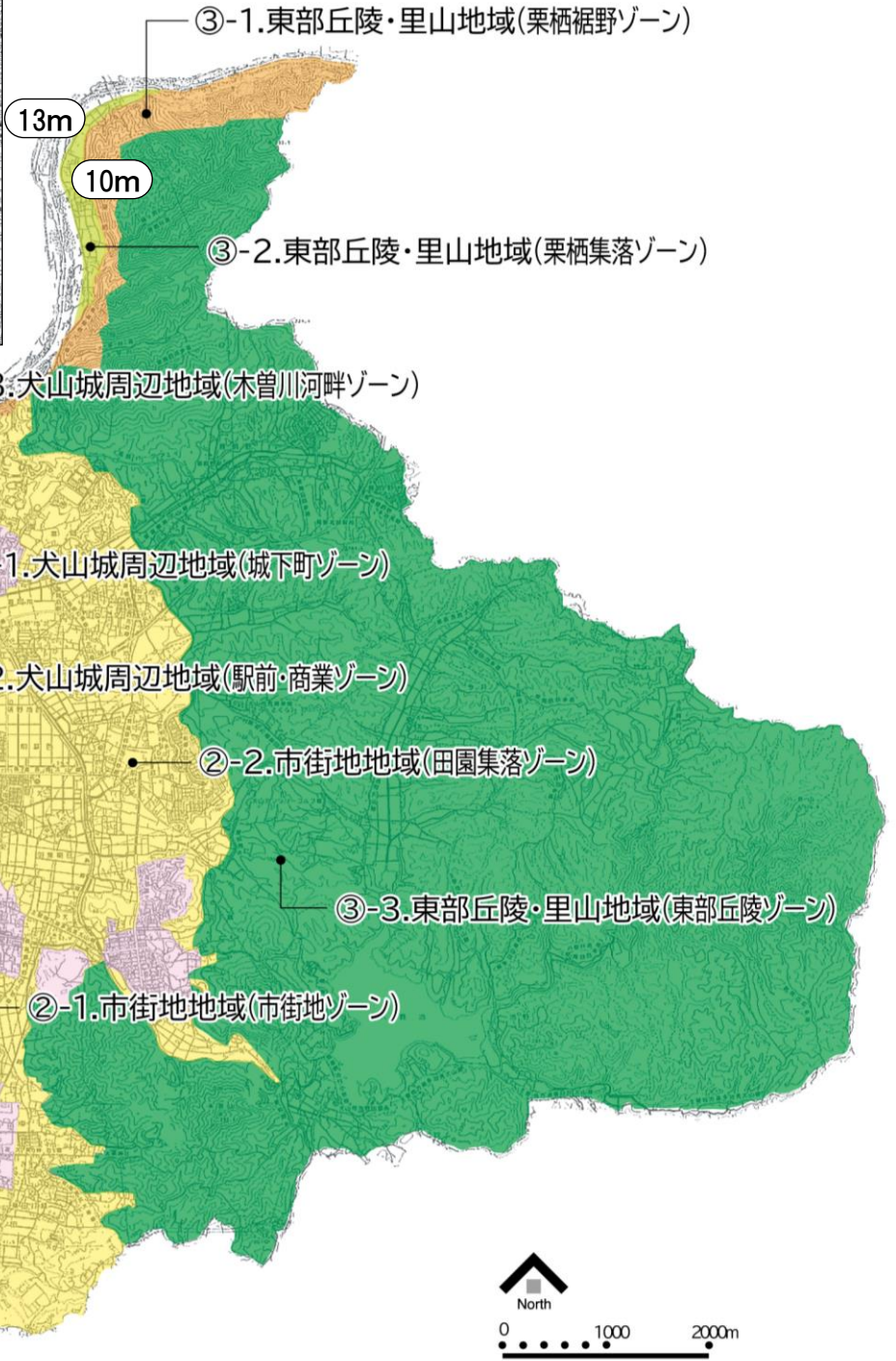
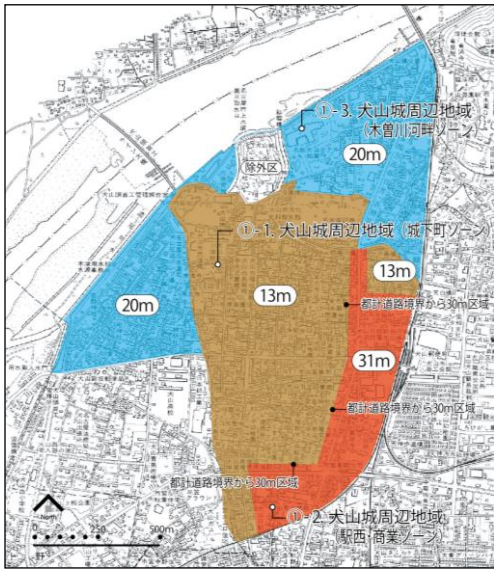
届出対象行為（建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、または色彩の変更）のうち、届出基準に示す基準（規模）以上の建築物は届出が必要です。届出の手順に沿って届出を行ってください。

また、国定公園の区域内で許可を受けて行う行為や、地区計画の区域内で建築物を建築するなど、「届出の適用除外」に位置づけられている行為は、それぞれの関係法令に基づく基準に従うものとします。

地域ゾーン	景観づくりのルール		届出基準	
	高さ	形態・意匠		
① 犬山城周辺地域 1. 城下町ゾーン	13m	意匠	●周囲の歴史的なまちなみ景観との調和に配慮し、外観に用いる色彩は落ち着いた低彩度※1のものを用いる。 ●夜間において、過剰な照明やサインなどは控え、周辺の景観と調和するよう配慮する。	全ての建築物
		建具	●外壁や周囲の建築物と調和した色（黒色、茶色、木系色）や素材の建具枠を用いるよう努める。	
		設備機器	●空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか格子などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ●給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ●太陽光パネルは道路から見えない部分へ設置するよう努め、屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。	
		壁面位置	●壁面の位置を道路境界線または隣接する建築物の壁面位置にそえ、まちなみの連続性を保つよう努める。	
		屋根	●屋根の形状は以下のとおりとするよう努める。 ・切妻平入り ・道路に向かう勾配屋根 ・日本瓦葺き（黒色または銀鼠色）	
		外壁	●漆喰塗り、下見板張り、または漆喰調、木目調仕上げとするよう努める。	
		駐車場	●駐車場の設置は、可能な限り、建築物の道路に面する部分以外に設けるか、ビルトインガレージや格子戸や板塀を設けるなどして、まちなみの連続性を保つ。	
		開口部	●開口部には格子を用いるよう努める。	
		門・塀	●建築物を道路境界から後退させて建築する場合は、可能な限り道路に面する部分に周囲の建築物と調和した板塀などを設ける。	
		2. 駅西・商業ゾーン	31m	
壁面位置	●壁面の位置を道路境界線または隣接する建築物の壁面位置にそえ、まちなみの連続性を保つよう努める。			
屋根	●1階の軒や最上階などの庇に勾配の飾り屋根を設けるよう努める。			
外壁	●まちなみの連続性、統一性を崩さない形態・意匠とし、周囲の建築物と調和した色とするよう努める。			
3. 木曾川河畔ゾーン	20m	意匠	●城下町と河畔をつなぐ地域として日本の伝統的な建築物の様式や特徴を取り込むよう努める。 ●対岸からの眺めを意識しながら、犬山城の周囲に見られる緑豊かな自然と木曾川との調和に配慮する。 ●鵜飼や花火などに調和した夜間景観となるような工夫を行うよう努める。	
		屋根	●勾配屋根とする、または1階軒や最上階などの庇に勾配の飾り屋根を設けるよう努める。	
		外壁	●犬山城やその周囲の自然景観に調和した色とするよう努める。	
		設備機器	●空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ●給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ●太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。	
		緑化	●木曾川沿いの道路に接する場所では、木曾川側の敷地境界と建築物との境界部分は緑化に努める。	
② 市街地地域 1. 市街地ゾーン	-	高さ	●周囲から突出しない高さとするよう努める。	建築面積500㎡以上 または高さ15m以上 もしくは6階建以上の建築物
		意匠	●外観の意匠は、周囲の景観に著しく影響を及ぼさないようにするとともに、原色などの色を用いないよう努める。	
		屋根・外壁	●彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観と調和するよう努める。 ●仕上げ材は耐久性や耐汚性に優れたものを用いるよう努める。	
		設備機器	●空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ●給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ●太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。	
		緑化	●敷地入口付近での緑化に努める。 ●工業系の建築物や主要道路沿線の商業系の建築物においては、敷地内および敷地外周での緑化に努め、豊かな緑の空間を創出するよう努める。	
		駐車場	●工業系の建築物に付属する駐車場は、道路から見にくい位置に設けるよう努める。 やむを得ず道路から見える位置に設置する場合は、駐車場の外周などで緑化などとするよう努める。 ●立体駐車場の場合は、建築物の形態・意匠との調和するよう努める。	
2. 田園集落ゾーン	-	高さ	●周囲から突出しない高さとするよう努める。 ただし、歴史的資源の周囲では周辺と調和した低層なものとするよう努める。	
		意匠	●外観の意匠は、周囲の景観に著しく影響を及ぼさないようにするとともに、原色などの色は用いないよう努める。	
		屋根・外壁	●彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観と調和するよう努める。 ●仕上げ材は耐久性や耐汚性に優れたものを用いるよう努める。	
		設備機器	●空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ●給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ●太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。	
		緑化	●敷地入口付近での緑化に努める。 ●工業系の建築物や主要道路沿線の商業系の建築物においては、敷地内および敷地外周での緑化に努め、豊かな緑の空間を創出するよう努める。	
		駐車場	●工業系の建築物に付属する駐車場は、道路から見にくい位置に設けるよう努める。 やむを得ず道路から見える位置に設置する場合は、駐車場の外周などで緑化などとするよう努める。 ●立体駐車場の場合は、建築物の形態・意匠との調和するよう努める。	
③ 東部丘陵・里山地域 1. 栗栖裾野ゾーン	10m	高さ	●【3. 東部丘陵ゾーンのみ】 周囲の自然景観と調和した低層なものとするよう努める。	建築面積150㎡以上 または高さ8m以上 もしくは3階建以上の建築物
		意匠	●外観の意匠は、周囲の景観に著しく影響を及ぼさないようにするとともに、原色などの色は用いないよう努める。	
		屋根	●勾配屋根とするよう努める。 ●彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の景観と調和するよう努める。	
	13m	外壁	●彩度を抑えるなどして落ち着いた色を用い、周囲の自然景観と調和するよう努める。	
		設備機器	●空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか目隠し板などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 ●給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 ●太陽光パネルは屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。	
		緑化	●前面道路との境界には生垣を設けるなど、緑化に努める。 ●周囲の自然景観との調和に配慮して、敷地内に中高木を植栽するよう努める。	

※1 「低彩度」：マンセル表色系で、R(赤)及びYR(黄赤)系の色彩は彩度を6以下、Y(黄)系の色彩は彩度を4以下、また、その他の色彩は彩度を概ね2以下とし、周囲の歴史的な建築物が有する色彩と調和したものである。ただし、漆喰などの地域の歴史文化を色濃く表す素材や意匠などを用いる場合はこの限りではない。（次頁、「マンセル表色系」を参照。）

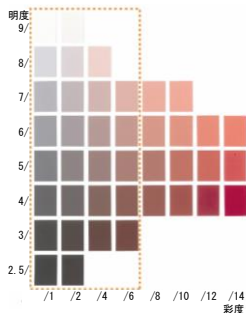
※建築基準法により定められた高さの最高限度が以下に示す内容よりも小さい場合は、その制限に従うものとする。
 ※また、国定公園の区域内で許可を受けて行う行為や、地区計画の区域内で建築物を建築するなど、「届出の適用除外」に位置づけられている行為は、それぞれの関係法令に基づく基準に従うものとする。



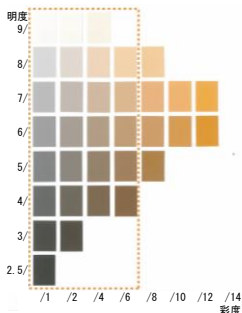
景観計画区域内の地域を構成するゾーン

マンセル表色系

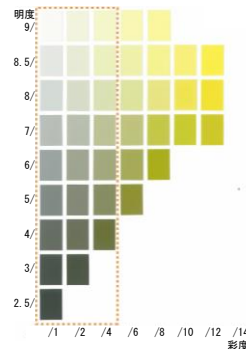
5 R (彩度6以下)



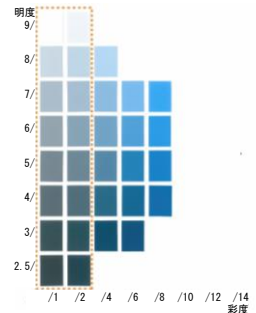
5 Y R (彩度6以下)



5 Y (彩度4以下)



その他の色 (彩度概ね2以下)
(例：5 B)



4. 景観づくりのルール（建築物以外）

市域全域で、建築物以外（工作物、その他の行為）に関する「景観づくりのルール」を定めています。

工作物は、その届出対象行為（工作物の新設、増設、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、または色彩の変更）のうち、届出基準に示す基準（規模）以上のものは届出が必要です。また、その他の行為についても、同様に届出が必要です。

(1) 工作物に関するルール

種別	景観づくりのルール		届出基準
	項目	内容	
工作物	位置	●周囲の建築物やまちなみ、樹林や田園の自然資源等の状況に十分配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないよう努める。	●工作物の種類により、別表1のとおりとする。
	形態	●工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。 ●建築物と一体に建設を行う場合は、建築物本体の形態や意匠に合わせるよう努める。 ●擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、緑化などに配慮する。	
	素材	●地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるよう努める。 ●退色しにくい素材を用いるよう努める。	
	色彩	●周囲の建築物やまちなみ、樹林や田園の自然資源などとの調和に配慮した色彩とし、突出した色彩や不調和な色彩は避けるように努める。	

表 別表1

工作物の種類	届出基準
1. 擁壁、護岸その他これらに類するもの	・高さが5mを超えるもの
2. 煙突その他これらに類するもの	・高さが15mを超えるもの
3. 装飾塔、物見塔、高架水槽その他これらに類するもの	・高さが15mを超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、その高さが5mを超え、当該建築物の高さとの合計が15mを超えるもの
4. 観覧車、飛行塔、コースター、メリーゴラウンドなどの遊戯施設	・高さが15mを超えるもの
5. コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、その他これらに類する製造施設、自動車庫の用途に供する立体的な施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設、汚水・汚物処理施設、ごみ処理施設等の処理施設	・高さが15mを超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、その高さが5mを超え、当該建築物の高さとの合計が15mを超えるもの
6. 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	・高さが20mを超えるもの
7. 高架鉄道、高架道路その他これらに類するもの	・高さが5mを超えるもの
8. 橋梁その他これに類するもの	・幅員が4mを超えるもの ・延長が10mを超えるもの

(2) その他の行為に関するルール

種別	景観づくりのルール		届出基準
	項目	内容	
開発行為	位置・形態	●現況の地形を可能な限り生かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割するか、または緑化等を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないよう配慮する。	●開発区域面積が1,500㎡以上のもの
	緑化	●行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和に努める。 ●敷地内にシンボルとなる樹木などがある場合は、それらの資源を極力保全し、また生かした開発を行うよう努める。 ●生物多様性の環境に配慮した緑化に配慮する。	
土石の採取及び鉱物の採掘	位置・形態	●採取および採掘の行為が周囲から容易に望見できないよう、採取位置や採取方法などを配慮する。	●採取面積が3,000㎡以上のもの ●高さ5m以上の法面が生じるもの
	遮蔽	●必要に応じて周囲の景観に配慮した遮蔽板の設置や生垣を設けて採取などの行為が周囲から容易に望見できないように配慮する。 ●ただし、埋め戻しの際には、外部から産業廃棄物などの混入を監視できるように配慮する。	
	緑化	●稜線や山腹などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地形や樹木の保全に努める。 ●行為の結果生じた法面は積極的に緑化し、周囲の景観との調和に配慮する。	
木竹の伐採又は植栽	位置・形態	●周囲の自然景観との調和に配慮して、伐採が必要最小限となるよう努める。 ●遠方からの眺めにおいて、緑の連続がなくなるよう努める。	●伐採面積が3,000㎡以上のもの
	環境	●生物多様性の保全に配慮した行為となるよう努める。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	位置・形態	●道路や公園などの公共空間から望見できない位置および規模となるよう配置に努める。	●堆積面積が100㎡以上となるもの ●堆積の高さが5m以上となるもの ●上記のいずれかに該当し、かつ60日以上継続して堆積するもの
	遮蔽	●道路や公園などの公共空間から容易に望見できないように、敷地の周囲に形態意匠に配慮した塀や周囲の自然景観やまちなみに調和した植栽で遮蔽するよう努める。	
太陽光パネルの設置	位置・形態	●既存の周辺景観に配慮し、樹木の伐採は必要最小限に留め、設置角度が一定になるように努める。 ●太陽光パネル及びそのフレームなどは、黒色、濃灰色、濃茶色、濃紺色を用いた低反射素材とし、周囲の景観の中で目立たないように配慮する。	●設置面積が1,000㎡以上となるもの
	遮蔽	●道路や公園などからの近景に配慮し、容易に望見できないように、敷地周囲の自然環境に調和した植栽や、まちなみに調和した塀や格子、生垣、ルーバーなどで遮蔽するよう努める。	

5. 届出の手順

